

# 不在者投票の手続きについて

## 1. 投票用紙等の請求

「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。  
※住所欄は、確実に郵便物が届くように、アパート名や部屋番号なども詳しく記入してください。

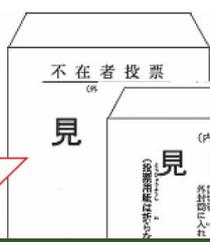
選挙人名簿に登録されている市町村(上越市)の選挙管理委員会へ請求

上越市では、オンライン請求もご利用いただけます。市ホームページの選挙コーナー又は電子申請コーナーから手続きを検索のうえ、手続きしてください。

## 2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り

※注意

これらは、まとめて透明ビニール袋に入っています。  
開けずに、投票する場所に持参してください。



投票用封筒(内封筒と外封筒)、投票用紙



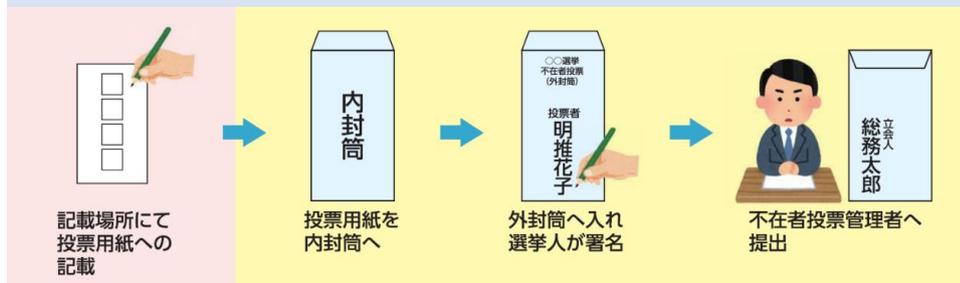
不在者投票証明書

滞在先又は行きやすい市町村の選挙管理委員会へ出向く  
※具体的な場所や受付時間は、各選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 3. 不在者投票

投票済みの投票用紙等は、投票用紙交付元(上越市選挙管理委員会)に郵送されますので、郵送されてきた際の封筒等も持参してください。

封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、次の手続きを行います



今回の参議院議員選挙では、不在者投票ができる期間は7月4日(金)から7月19日(土)までですが、請求から投票まで日数を要します。投票済みの投票の送付期間も考慮し、余裕をもってお早めの手続きをお願いします。